

旭川医科大学動物実験委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学動物実験委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学動物実験委員会規程（平成16年4月1日旭医大達第110号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、これらの事項に関して学長に対し、報告又は助言するものとする。</p> <p>(1) 動物実験計画が規程及び旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則（平成19年12月20日学長裁定）に適合していること。</p> <p>(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。</p> <p>(3) 実験動物の飼養保管状況に関すること。</p> <p>(4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。</p> <p>(5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証及び情報公開に関すること。</p> <p>(6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。（新設）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、これらの事項に関して学長に対し、報告又は助言するものとする。</p> <p>(1) 動物実験計画が規程に適合していること。</p> <p>(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。</p> <p>(3) 実験動物の飼養保管状況に関すること。</p> <p>(4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練に関すること。</p> <p>(5) 自己点検・評価に関すること。</p> <p>(6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 研究技術支援センター長
- (3) 研究技術支援センター専任教員 若干人
- (4) 臨床医学の教授、准教授又は講師 3人 (新設)
- (5) 基礎医学の教授、准教授又は講師 3人 (新設)
- (6) 一般教育(人文・社会科学系を除く。)の教授、准教授又は講師 1人 (新設)
- (7) 一般教育(人文・社会科学系)の教授、准教授又は講師 1人 (新設)
- (8) その他委員長が必要と認めた者 (新設)  
(削除)

2 前項第3号から第8号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項の委員には、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含めるものとする。 (新設)

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

2 前項各号の委員については以下の者をもって充てる。

(1) 前項第1号の委員

- ア 学長が指名する副学長
- イ 研究技術支援センター長
- ウ 研究技術支援センター専任教員 2人
- エ 臨床医学の教授、准教授又は講師 3人
- オ その他委員長が必要と認めた者

(2) 前項第2号の委員

- ア 基礎医学の教授、准教授又は講師 3人
- イ 一般教育(人文・社会科学系を除く。)の教授、准教授又は講師

1人

(3) 前項第3号の委員：一般教育(人文・社会科学系)の教授、准教授又は講師 1人

3 前項第1号ウからオの委員並びに第2号及び第3号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

3 動物実験実施者は、委員長からの要請に基づき委員会に出席し、動物実験内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

4 調査審議の対象となる動物実験計画に関係ある委員は、その議事に加わることができない。

(略)

附 則

この規程は、令和6年1月10日から施行する。

【改正理由】

国立大学法人動物実験施設協議会が提供する機関内規程案にあわせて、所要の改正を行うものである。

(任期)

第4条 前条第2項第1号ウからオの委員並びに第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2項第1号アの委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

3 動物実験実施責任者又は動物実験実施者は、委員長からの要請に基づき委員会に出席し、動物実験内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

4 調査審議の対象となる動物実験計画に関係ある委員は、その議事に加わることができない。

(略)